

○瀬戸内市営火葬場に関する質問回答

No.	質 問	回 答
1	予約必須情報から本籍地を外すことは可能か。	入力を必須から任意に変更します。
2	天災、渋滞などが原因で予約した到着時間に遅れた場合でも火葬執行は可能か。	到着時間に遅れることが分かった時点で電話等でご連絡の上、ご相談ください。
3	予約時間よりも早く到着した場合は予約時間まで待たず火葬を執行していただけるのか。	予約をいただいた時間で火葬のタイムテーブルを作成するため、原則は予約時間の火葬となります。
4	予約時間は火葬場に到着する時間か、葬儀場を出棺する時間か。	予約時間は、火葬場に到着する時間です。
5	火葬料金について、圏域内料金が適用されるのは、死亡者の住所が瀬戸内市もしくは岡山市にあった場合か、申請者の住所が瀬戸内市もしくは岡山市にあった場合か。	圏域内の料金が適用されるのは、死亡者が、瀬戸内市もしくは岡山市の住民基本台帳に記載されていた場合になります。
6	火葬補助金の制度は引き続き残るか。	令和7年4月1日以降に死亡された方は火葬補助金制度の対象外となります。
7	火葬場まで車で移動する場合、駐車場の台数に制限はあるか。	葬家ごとに台数の制限はありませんが、駐車場の都合上、乗り合わせ等で極力台数を抑制するようご協力をお願いいたします。
8	電話受付の問い合わせ先0869-24-8858はどの部署につながるか。	火葬場の直通番号となります。
9	副葬品の禁止物を葬儀業者に黙って柩内に入れていた場合、火葬は可能か。	火葬炉の故障や事故の原因となり、火葬に支障をきたす恐れがありますので、ご遺族の方への周知をお願いいたします。
10	ブルーラインが通行止めになった場合、火葬場までの他の経路はあるのか。	火葬場への進入路はブルーラインのみです。
11	使用料が空欄になっているが、圏域内外の火葬料金の判断は葬儀業者で行うのか。	必要事項を入力いただくと料金が表示されるよう、システムの修正を行います。
12	火葬予約システムに領収書の発行ボタンがあるが、葬儀業者が使用することがあるか。	使用することはないため、領収書の発行ボタンが非表示になるようシステムの修正を行います。
13	死体埋火葬許可申請書と新聞への掲載を確認する紙は今後も提出が必要なのか。	火葬場使用の手続とは異なるため、各市町村の担当課にご質問ください。
14	岡山市民は火葬場使用願いの提出は不要か。予約システムから出力の火葬場使用許可書で事足りるのか。	予約システムから火葬場使用許可申請書を出力いただき、ご提出いただくのみで火葬場をご使用いただけます。
15	使用料（火葬料）の支払いは誰が行うか。	火葬場の使用料の請求先及び領収書の宛名は、火葬場使用許可申請の申請者になります。
16	一日に複数の火葬を予約している場合、最初の火葬時にまとめて支払うことは可能か。	各火葬ごとにお支払いをお願いいたします。
17	領収書は火葬場職員が使用料を受け取った後、火葬場職員が発行するのか。また、そのタイミングはいつか。	火葬場職員が使用料を受け取り、その場で領収書を発行し、お渡しします。
18	予約システムの減免の有無とは何か。	火葬場使用料の減免を受けている場合に、「有」を選択いただきます。 使用料の減免は、市長が特に必要と認めた場合のみ行われます。
19	出棺場所はホール名のみでの入力でよいか。	ご認識のとおりです。

20	棺サイズの大型区分の範囲は。	予約システム上の棺サイズの選択チェックボックスは削除します。 高さ600mm、幅650mm、長さ2100mmを超える棺を使用される場合は事前に火葬場職員までご相談ください。
21	火葬場内に葬家の名前の表示があるか。 ある場合、通名表記が可能か。	告別室、待合室等に「〇〇家」という表記を行います。 通名表記は可能です。前日までに職員までお伝えください。
22	予約時間の前後何分に到着すればよいか。	予約時間の10分前を目処に到着するようお願いいたします。
23	待合室はあるか。	誰もが使用できる待合ホールと各葬家用に定員15人の個室が4室あります。
24	飲食はできるか。	飲食できる場所が限られるため、詳細は、説明会にて配布及びホームページに掲載の使用規約をご確認ください。
25	最後のお別れの際、焼香の準備などはあるか。	焼香台等の備品がございますので、ご持参いただかなくても焼香していただけます。
26	弁当の持ち込みについて、予約入力の「特記事項」に記入するだけでよいか。	「特記事項」にご記入ください。必要があれば追加で確認をさせていただきます。
27	車いすは何台常備しているか、また、常備している場合、事前に申し出る必要があるか。	車椅子は2台常備しております。 ご使用の際は事前にご連絡いただければスムーズにご利用いただけます。
28	内覧会を開催しないのか。	要望があったため、令和7年3月28日（金）午前10時から開催しますのでご参加ください。 事前の申し込みは必要ありません。
29	施設の案内図や、駐車場の図面等を公開してほしい。	市ホームページに掲載しました。